

平成19年度集団指導 質問票に対する回答

福井県健康福祉部長寿福祉課

<通所介護>

(問1) 認知症対応型通所介護の生活相談員の資格は、今回説明があった①～④の1つでも該当していればよいか。

(答1) 生活相談員の資格は社会福祉主事の任用資格を有する者か、これと同等以上の能力を有する者と認められる者とされており、県指定である（介護予防）通所介護における生活相談員は、後者に該当する資格として④の介護福祉士を認めている。

認知症対応型通所介護は地域密着型サービスであり、各市町が指定権限を有するところから、①～③の資格以外については事業所の所在する市町にお問合せ願いたい。

(問2) 定員超過の考え方として、資料P14の（問40）で、「定員超過の判断も月単位（月平均）とすることとしている」とあるが、平均値が定員を超えないければ、実際に定員を超える日が数日間あっても、その利用人数に見合った人員配置がされればよいと考えてよいか。

(答2) 定員超過については、介護予防通所介護が月単位の包括報酬となったことから、従来の一日単位での減算が困難となったことにより、便宜上、前月の平均で判断するものであり、定員超過を認めているわけではない。

月平均で定員超過しない場合は減算にならないだけであり、運営規程に定められた定員は遵守する必要がありますので、安易に定員超過を行わないようお願いしたい。

<居宅介護支援>

(問3) 常勤換算数について、資料39ページにある「長期にわたる休暇等」とは何日を指すか。

(答3) 常勤の従業者（事業所において居宅サービス運営基準解釈通知第二-2-（3）における勤務体制を定められている者をいう。）の休暇等の期間については、その期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤の従業者として勤務したものとして取り扱うものとする。（平成14年3月28日 厚生労働省老健局振興課事務連絡）

(問4) 福祉用具貸与のみの利用者について、本人、家族との電話や、メール、写真等による確認でモニタリングとすることはできるか。

(答4) 電話等を利用した方法でも内容によってはモニタリングと認められますが、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」第13条第13号にあるように、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接をしなければならない。

(問5) 居宅介護支援事業所の常勤換算数に管理者としての時間を含めることはできるか。

(答5) 管理者がケアマネジャーを兼務している場合については、管理者を常勤換算1のケアマネジャーとして取り扱って差し支えない。ただし、管理者としての業務に専念しており、ケアマネジメント業務にまったく従事していない場合については、当該管理者については、ケアマネジャーの人数として算定することはできない。

(平成18年3月27日付「介護制度改革 INFORMATION」vol.80の問31)

(問6) 初回加算について、どの程度、給付管理が途絶えていれば算定可能か。

(答6) 初回加算については、実質的に、事業所が初めて利用者に対する対応を行う際に、その手間等を評価するという趣旨であるので、契約が実質的に継続するようなケースについては、算定することができない。なお、この取扱方針は、形式的な空白期間を置いたとしても同様である。

<その他共通事項>

(問7) 指定の更新について、申請の時期を迎える各事業所に対して通知はあるのか。

(答7) 各事業所宛に事前の更新の案内は行いませんので、自ら指定有効期間等を把握・管理するよう努めてください。
なお、毎年、集団指導等の場を活用するなどして、更新期限が近づいた事業所を対象に更新手続きの説明会を開催する予定です。

(問8) 更新申請書の提出後に変更が生じた場合、変更届の上部余白に赤字で「更新申請書提出済」と記載するよう、資料P48にあるが、これはいつまで続ければよいか。

(答8) 更新申請書にかかる手続中に変更届を提出する場合の取扱いなので、更新指令書が届いた後は、通常どおりの提出でよい。

(問9) 事故発生時の報告について、どのような方法で市町に報告を行えばよいか。
また、事故経過の終結とはどの時点をいうのか。

(答9) 事例によって終結の判断は異なると考えられるため、個別事例ごとに各市町等のマニュアルに沿って柔軟に対応していただきたい。

(問10) 資料P44にある「高齢者虐待」以外で、入浴をさせないことについて何日以上だと虐待か。また、身障者の余暇活動（買い物、レクリエーション等）を妨げる場合などはどうか。

(答10) 入浴をさせないことは介護・世話の放棄・放任につながることになるが、その判断については、そのことが高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させているかどうか、また、本人の意思等の関係もあり、一律に回数等をお示しするものではない。その不作為により、本人の権利利益が侵害されているものであるのならば、法の趣旨に照らしての対応が求められる。
なお、障害者に対する虐待については、同法附則により速やかに検討され、必要な措置が講じられることとされているところである。